## 長崎県介護・障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援事業費支援金にかかるQ&A(高齢者施設等・食材料費)

| No | 区分    | 質問   | 回答  |
|----|-------|--|---|
| 1  | 対象・要件 | 対象となる事業所等は。  | 長崎県内において、申請時点で介護保険法に規定する以下の介護サービス施設・事業<br>所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームとしての指定、許可を受けており、長崎県内で<br>サービス提供を行う事業者が対象となります。<br>対象サービス:通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護(空床利用型を<br>除く)、短期入所療養介護(空床利用型を除く)、指定介護老人福祉施設、特定施設入<br>居者生活介護、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型<br>通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介<br>護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型(看護小規模多機能型居宅介<br>護) |
| 2  | 対象・要件 | 令和5年度中途で休止・廃止した事業所は対象になるか。                         | 申請時点で休止・廃止している事業所は対象となりません。また、支給要領第2に定めるとおり、「支援金の受領後も事業を継続する意思があること」を支給要件としておりますので、申請時点では事業所を運営している場合であっても令和5年度中に休止・廃止が具体的に予定されている事業所にあっては、対象となりませんのでご注意ください。   |
| 3  | 対象・要件 | 令和4年度以前に事業を休止し令和5年度に入って再開した事業所は対象<br>になるか。         | 現在休止中の事業所であっても、申請時点までに事業が再開され、かつ今後の事業継続の意思がある場合は、申請可能です。  |
| 4  | 対象・要件 | 支援金の支給を受けた後、やむなく事業所を休止・廃止する場合には、支<br>援金の返還が必要になるか。 | ・申請時点で施設の廃止(減床)を届け出ている場合や、令和5年度中(令和5年4月から令和6年3月まで)に廃止(減床)する予定の場合は、支援金支給の対象となりません。<br>・申請時点で事業継続の意思があり、休止・廃止の具体的な予定がない場合は、支援金の支給対象となります。   |
| 5  | 対象・要件 | 令和5年度に新設した事業所は支給の対象となるか。                           | 申請書の提出期限までに、支援対象である介護サービス施設・事業所としての指定、許可を受け、支援金の申請を行った場合は、支給対象となります。  |

| No | 区分    | 質問  | 回答   |
|----|-------|---|--|
| 6  | 対象・要件 | 支援スキームはどのようなものか。  | 利用者に食事を提供する対象施設・事業所の物価高騰による負担を軽減し、サービスの<br>継続的な提供を促進するため、支援対象施設・事業所の区分により、定額の支援金を支<br>給することとしております。<br>入所系施設<br>定員数×1人あたり単価6,500円<br>通所系事業所<br>定員数×1人あたり単価2,200円 |
| 7  | 対象・要件 | 支援単価(6,500円又は2,200円)に施設の定員数をかけるのか。それとも申請時点での入所者の人数をかけるのか。                       | 申請時点で入所している入所者の人数ではなく、指定や許可を受けている定員数をかけてください。  |
| 8  | 対象・要件 | 市町が別途物価高騰の支援を行う場合は、その市町の施設について県の支援は行うのか。  | 各市町が、今年度の物価高騰への支援として、介護サービス事業所、介護保険施設又は<br>障害福祉サービス施設に対し、支援を行っている場合、若しくは、今後、支援を行う予<br>定の場合において、市町の支援を受ける事業所に対しても県の支援金を支給いたしま<br>す。                               |
| 9  | 対象・要件 | 公設民営の施設は対象か。  | 対象として差し支えありません。(公営の施設、事業所以外は対象となります。)  |
| 10 | 対象・要件 | 同一の事業所で介護保険と障がい福祉の両方のサービス(共生型サービス)を一体的に行っている場合は、介護サービス施設等支援と障害福祉サービス支援のどちらが優先か。 | 介護保険サービス又は障害福祉サービスのうち、主となるサービスで申請してください<br>(重複申請はできません)。   |
| 11 | 対象・要件 | 介護療養型医療施設は、病院としての機能も併せ持つが、医療機関、介護<br>施設双方の支援金を受けられるか。                           | 介護療養型医療施設については、病院又は診療所の病床数に介護指定病床数を含めて県<br>医療政策課へ支援金の申請を行っている場合は、介護サービス施設等の支援金は申請い<br>ただけません(重複申請はできません)。  |
| 12 | 対象・要件 | 支援単価に利用定員を乗じた額が支援金額となるが、小規模多機能型居宅<br>介護事業所は、登録定員数をかけるのか。                        | 今回の支援は、食事を提供する施設等を支援の対象としていますので、通いサービスの<br>定員数をかけて支援金額を算出してください。<br>複合型サービスも同様の取扱いです。  |
| 13 | 申請方法等 | 申請方法はどのようにすればよいか。   | 県電子申請システムを利用した申請となります。 長寿社会課ホームページに掲載の様式<br>を作成のうえ、電子申請システムから登録をお願いします。  |
| 14 | 申請方法等 | メールやFAXでの申請は可能か。  | 原則、電子申請となります。諸事情により電子申請が困難な場合のみ、郵送での申請も<br>受け付けます。   |

| No | 区分    | 質問   | 回答   |
|----|-------|--|--|
| 15 | 申請方法等 | 申請書は事務局に持参できないか。   | 原則、電子申請となります。諸事情により電子申請が困難な場合のみ、長寿社会課へ事前に連絡いただいたうえで、郵送での申請も受け付けます。   |
| 16 | 申請方法等 | 申請者(法人代表者)と異なる名義の口座を振込口座として登録したいが、どのようにしたらよいか。                               | 申請者と口座名義は一致(法人名のみの名義は可)する必要があり、これが異なる場合、支払いができません。ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。委任状は任意様式となりますが、ひな形を県のホームページに掲載します。  |
| 17 | 申請方法等 | 申請期間はいつまでか。  | 令和6年1月31日(水)までとなります。   |
| 18 | 申請方法等 | 申請は法人単位で行うのか、各事業所単位で行うのか。  | 申請は、法人等単位で行っていただくこととなります。法人等が複数の事業所を運営している場合は、法人等でまとめて申請してください。<br>ただし、申請書 1 件あたり登録できる振込口座は 1 件になりますので、事業所ごとに振込先口座が異なる場合は、それぞれの事業所ごとに申請書を作成してください。   |
| 19 | 申請方法等 | インターネットバンキング等通帳がない口座の場合は、どのような書類を<br>添付すればよいか。                               | 支援金の振込みに必要な口座情報(金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義(カタカナ・漢字)等)がわかる書類を添付してください。<br>インターネットバンキングの場合は、インターネット上で口座情報を確認できるページを印刷したものでも差し支えありません。<br>当座口座の場合は、当座勘定照合表、残高証明書等口座情報が記載された書類を添付してください(口座情報以外の部分は黒塗りしていただいて構いません。)。 |
| 20 | 申請方法等 | 介護保険サービスの事業と障害福祉サービス事業を経営している場合、法<br>人単位で申請するのであれば、両者をまとめて1つの申請書を提出するの<br>か。 |  |
| 21 | 証拠書類  | 今回の支援金の支給を受けるにあたり、証拠書類などはどのようなものを<br>揃えておけばよいか。                              | 応援金の支給を受けるにあたって必要となる証拠書類はありませんが、県に提出した申<br>請書の控えは必ず保管するようにお願いします。  |
|    | 1     |  |  |